処分の概要	免除の取消し等
	令和元年台風第19号により被災した大河原町介護保険の被保険者に係る利用者 負担額の免除に関する規則 第6条
例 規 番 号	令和元年規則第15号

【基準】

第6条の規定による。

(免除の取消し)

- 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに当該利用者負担額の免除を取り消し、認定証の返還を求めるものとする。
 - (1) 偽りその他不正の行為により、利用者負担額の免除の決定を受けたとき
 - (2) 認定証を不正に使用したとき
 - (3) 転出等により、大河原町介護保険の被保険者でなくなったとき
- 2 町長は、前項第1号又は第2号の規定に該当したことにより、利用者負担額の免除を取り消したときは、当該被災被保険者等がその取消日の前日までに免除によりその支払を免れた額を期限を付して、当該被災被保険者等又はその世帯に属する者から返還させるものとする。